

林の間、或は荒廢の寺院の内などに僅に存して、雜人土人の爲に犯し穢さるゝ類多し、又上古の陵には、四維に壘して小丘を構、其營嚴に數千載の後迄、方境最分明なるも有、其類は土人妄に穿つ事も不能、和州畝傍の邊にある陵は凡如此、それだに石棺を穿ちあばきて、内に詰たる朱を奪偷も有し也、斯陵の傾壞するを閑るべきに非とて、享保三四年の頃、其御沙汰有て、京師兩廳の興力石崎喜右衛門、入江安右衛門に被命、畿内近國に在處の陵を點檢させられ、各陵圖に寫して、玉垣、石垣等の修理を積、又安定ならぬ事は、其邊の領主の方、并地下人へ尋、土地に隨て修理の品を被究、然れ共百餘皇の陵、其上往古の事なれば、分明ならぬ事數多有て、年を超て不成、後年同興力加納武助、飯沼助左衛門是を繼て、其遺るを補ひ稍改畢て、陵毎に制札を建、或は玉垣、或は石垣等を修營し、後年破損に及ばず、所の者より可訴旨令して、右兩人打廻りて檢之、後來妄ならざらしむ、但適邊國に在陵の分は、京都より不指揮、是は其領の者方へ其砌達せられしや未考、司代水野所後守なり、○又見享保年間山陵誌

烈公行實夏四月○天保參府，秋以太祖武神山陵荒壞，臣民悲慨，故建議于幕府，欲及二千五百年期。自太祖辛酉元年，至天保十一年，歲數實二千五百年也。圖其修復，以祈寶祚無窮、武門昌熾，蓋繼義公之遺志也。

自太祖辛酉元年至天保十一年、歲數實二千五百年也、圖其修復、以祈寶祚無窮、武門昌熾、蓋繼義公之遺志也、

自太祖辛酉元年至天保十一年、歲數實二千五百年也、圖其修復、以祈寶祚無窮、武門昌熾、蓋繼義公之遺志也、

〔藤田彪手記〕天保五年甲午は、將軍家世子家慶公の四十二歳に相當せし年にして、世俗忌み嫌ふ所の厄年なれば、其厄拂ひの爲めにする所なりとて、大に感應寺といふ寺觀を建立して、冥福を修むるよし聞えければ、此時こそ山陵興復の機會なれと思ひ立ち、幕府の老中大久保加賀守忠眞に書を贈り始めて神武陵修築の議を陳べたるは九月十三日なりき、其建議に曰、拙者如きものにては申も憚多候へ共、御當家御至徳之儀は三分天下有其二、以服事殷と申處には無之、日本國中誰有之、將軍家の御下知を受不申人は一人も無之處、悉く天朝を御尊敬被遊、鎌倉室町等とは格別之御儀に被爲在候故、御武運益御長久にて、二百餘年の太平を被爲保候段、實に偶然なら